

資 料 編

■用語集

五十音	用語	意味
あ	四阿(あずまや)	公園などで眺望、休憩などの目的で設置される簡素な建屋のこと。
	アセットマネジメント	資産を効率よく管理・運用する手法のこと。
い	一般道路	自動車、原動機付自転車、自転車、軽車両、歩行者など、あらゆる交通の用に供する道路の通称のこと。
か	改良住宅	旧小集落地区等改良事業制度要綱に規定する住宅及びその附帯施設のこと。
	関公費立替金	独立行政法人都市再生機構が立替施行を行った債務のこと。
	関西文化学術研究都市	京都府、大阪府、奈良県の3府県(7市1町)にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一體的に整備することを目的として建設する都市のこと。
	元利償還金	地方債の償還金のこと、借りたお金(元金)と、それに対する利子を支払う金額のこと。
き	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
く	国・府支出金	国や府が特定の事業などに対して交付する負担金や補助金などのこと。
	繰出金	他の会計に対して支出する経費などのこと。
け	減債基金	市債の償還に関する財源を確保し、健全な財政運営を図るための基金のこと。
	健全化判断比率	自治体の財政状況を判断する4つの基準で、具体的には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のこと。
こ	公園自主管理活動	より親しみの持てる魅力ある公園緑地施設となることを目的に、公園の管理を市民の皆様に委ね、行政がその活動を支援する制度のこと。
	公共施設	道路・公園・下水道・学校・図書館などの公共事業によって供給される施設のこと。
	公共施設更新費用試算ソフト	総務省が地方公共団体向けに作成した公共施設の将来更新費用を簡便に推計する手法ソフトのこと。
	公共施設状況調査年比較表	総務省が地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調」の調査結果を集約し、累年データとしてまとめた資料のこと。
	公債費	過去に借り入れた市債の元利金償還などに要する経費のこと。
	高度成長期	日本経済が飛躍的に発展し、実質成長率が年平均約10%の高水準を達成した昭和30年(1955年)から昭和48年(1973年)までの時期のこと。
	交付金	国や地方自治体が、法令等に基づいて、特定の目的をもって交付するお金のこと。
さ	財政調整基金	年度間の財源の調整を行うために財源を積み立てるための基金のこと。
し	市債	大規模な事業などを行うために国や金融機関などから長期にわたり借り入れるお金(地方債)のこと。
	自主財源	市が自主的に収入できる財源のこと。
	自主防災組織	地域住民が自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害などの防止や軽減を図るために組織のこと。
	市税	市民の皆様から市に納めていただいている税金(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税などのこと。
	実質赤字比率	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」などに生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	指定管理者制度	公の施設の管理・運営について、民間の能力や活力を活用し、行政の効率化と住民サービスの向上を図るために、指定を受けた民間事業者、NPO法人等が管理できる制度のこと。
	自転車歩行者道	自転車の交通を前提とした幅の広い歩道のこと。
	譲与税	形式上、国税として徴収する収入の全額、または、一定割合を一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与されるお金のこと。

五十音	用語	意味
し	将来推計人口	国連や各國政府が推計した将来の人口のこと。日本では、直近の国勢調査による人口数をもとに、出生率や死亡率などを考慮して推計し、国立社会保障・人口問題研究所がほぼ5年ごとに作成・公表している。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	将来目標人口	地方公共団体が目指すべき将来の方向や将来推計人口を踏まえて、長期的目標とする人口規模のこと。
	使用料及び手数料	条例などの規定に基づき、個々の行政サービスの対価として、利用者から徴収する料金のこと。
	人件費	市職員の給与、市議会議員及び教育委員などの各種委員の報酬及び共済費のこと。
す	ストックマネジメント	既存の建築物や施設等のストックを有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
そ	送水管	浄水場から配水場に浄水を送るための水道管のこと。
た	耐震基準	公共施設等が地震に対して備えるべき強度の基準のこと。建築物については建築基準法に定められており、昭和56年に大規模な改正が行われた。改正後の基準を「新耐震基準」、改正以前の基準を「旧耐震基準」としている。
	耐用年数	法律などにより定められた公共施設等を使用できる期間のこと。
ち	地縁認可団体	自治会などの地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織のなかでも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得た団体のこと。
	地方交付税	国税(所得税等)の一部から、地方公共団体の財政力に応じて国から交付されるお金のこと。
	地方債	地方公共団体が行う長期の借入金のこと。
つ	積立金	地方公共団体が条例の定めるところにより、特定目的のために資金を積み立てるための経費などのこと。
と	投資的経費	公共施設等の建設や改修、用地取得など、その支出の効果が固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。
	導水管	川や貯水池などから浄水場へ原水を送るための水道管のこと。
	特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅法第18条に規定する住宅及びその附帯施設のこと。
	特定目的基金	財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金のこと。
は	パーゴラ	公園などで、つる性の植物を絡ませる木材などで組んだ日陰棚(ひかけだな)、つる棚、緑廊(りょくろう)のこと。
	配水管	配水場から家庭などの前まで浄水を送るための水道管のこと。
ひ	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税率収入額等に普通交付税を加算した額のこと。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令等に基づいて支出される生活保護費や諸手当、医療費助成などの経費のこと。
	普通建設事業費	道路や学校などの公共施設の整備に要する費用のこと。
	物件費	需用費(消耗品費や光熱水費など)、役務費(通信運搬費や手数料など)、臨時職員賃金、旅費、委託料などの消費的性質の経費の総称のこと。
ほ	補助費等	各種負担金や団体への補助金などの経費のこと。
ら	ライフサイクルコスト	公共施設等の企画設計、建設、維持管理及び最終的な廃止まで要する費用の総額のこと。
る	類似団体	人口及び産業構造等により、グループごとに分類された地方公共団体のこと。
れ	連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合のこと。
ろ	ローリング方式	長期計画が実現されるよう、施策の見直しや部分的な修正を定期的に行うこと。

■木津川市行財政改革推進委員会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 231 号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。

(2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、9人以内で組織する。

2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

■木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

委員氏名 (敬称略)	所 属 等	備 考
さわい まさる 澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	会長
にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究所教授	副会長
きむら しげひろ 木村 茂浩	(株)南都銀行公務・地域活力創造部 副部長	平成27年10月1日 就任
のむら しんじ 野村 真史	(株)南都銀行公務部公務グループ グループ長	平成27年9月30日 退任
やまおか 山岡 ナオミ	税理士	
やまぐち とよひろ 山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士	
かち しんいちろう 可知 伸一郎	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 人事総務部R V K人事総務グループ マネージャー	平成28年8月1日 就任
やまもと たかお 山本 孝男	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 研究開発本部開発総務グループ マネージャー	平成28年7月31日 退任
さかもと としのり 坂本 利紀	公募委員	平成28年4月1日 就任
ふじた ひろし 藤田 弘志	公募委員	平成28年4月1日 就任
みずの かつお 水野 勝夫	公募委員	平成28年4月1日 就任
あさだ たけゆき 浅田 武之	公募委員	平成28年3月31日 任期満了
うらべ ていすけ 占部 稔佑	公募委員	平成28年3月31日 任期満了
ふじた ただお 藤田 忠雄	公募委員	平成28年3月31日 任期満了

(敬称略・順不同・退任委員の役職名は在任当時のもの)

■策定経過

○行財政改革推進委員会・行財政改革推進本部会議・公共施設マネジメントワーキンググループ
(略称：公共施設WG)

会議	開催日	主な議題
第1回公共施設WG	平成27年7月3日	・公共施設マネジメントの必要性 ・計画の概要
平成27年度第1回行財政改革推進本部会議	平成27年8月5日	・計画の策定方針とスケジュール
平成27年度第1回行財政改革推進委員会	平成27年8月18日	・計画の概要
第2回公共施設WG	平成27年9月28日	・計画に係る現状報告と今後の課題 ・市民アンケート調査
諮問	平成27年11月4日	
平成27年度第2回行財政改革推進委員会	平成27年11月4日	・市民アンケート調査
平成27年度第3回行財政改革推進委員会	平成28年1月13日	・市民アンケート調査中間集計結果
第3回公共施設WG	平成28年5月31日	・計画素案I
平成28年度第1回行財政改革推進本部会議	平成28年8月8日	・計画素案I
平成28年度第1回行財政改革推進委員会	平成28年8月25日	・計画素案I
第4回公共施設WG	平成28年10月18日	・計画(案)
平成28年度第2回行財政改革推進本部会議	平成28年11月2日	・計画(案)
平成28年度第2回行財政改革推進委員会	平成28年11月10日	・計画(案)
平成28年度第3回行財政改革推進委員会	平成29年1月13日	・計画答申(案)
答申	平成29年1月29日	
平成28年度第3回行財政改革推進本部会議	平成29年2月	・計画決定

○市民参加の取り組み

取り組み	期間	内容
市民アンケート調査	平成27年12月1日 ～平成27年12月21日	・公共施設等総合管理計画の策定にあたり、市民の皆様の公共施設に関するニーズや意見を聞くために調査を行いました。 有効回収数 / 配布数 = 2,571 / 5,500 有効回収率 46.8% (未着8通を除く)
パブリックコメント	平成28年12月7日 ～平成29年1月10日	・パブリックコメントの実施及び計画案概要版の配布を行い、市民への周知及び意見把握に努めました。

■ 諒問

7木財第 147 号
平成27年11月4日

木津川市行財政改革推進委員会
会長 澤井 勝 様

木津川市長 河井 規子

木津川市公共施設等総合管理計画について（諒問）

木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）第2条の規定により、下記の事項について諒問いたします。

記

1. 諒問事項

木津川市公共施設等総合管理計画の策定に関するこ

2. 諒問趣旨

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新の時期を迎える中で、施設等の老朽化の現状があり、地方自治体の財政状況は厳しさを増しています。それに加えて、人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

そのような全国の傾向は木津川市でも例外ではなく、更新を迎える木津川市内の公共施設等については、長期的な視点を持ち、更新、統廃合、長寿命化などの施設の方向性を打ち出すことで計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指します。その目的のために、公共施設等総合管理計画を策定する必要があるものです。

以上

■ 答申

9行革委第 2 号
平成29年1月29日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市行財政改革推進委員会
会長 澤井 勝

木津川市公共施設等総合管理計画について（答申）

平成27年11月4日付け7木財第147号で諒問のことについて、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての諒問を受け、当委員会において、慎重に審議を重ね、審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

記

木津川市公共施設等総合管理計画（答申） 別冊のとおり

以上